

港区放課GO→クラブあかばね運営事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区放課GO→クラブあかばね運営事業候補者は、学童クラブ事業、放課後児童健全育成事業、小学生を対象とした預かり事業に関する業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 募集方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和8年8月31日（月）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和8年10月1日（木）午後5時をプロポーザル参加表明書・運営提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された運営提案書等について審査を行います。

3 審査の実施方法（事業候補者の決定方法）

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区放課GO→クラブあかばね運営事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を運営事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、提出された運営提案書等に基づき、次項4（1）に記載の評価項目等について評価します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者の決定に当たり、応募事業者多数のときは第一次審査で合計点数の高い2者程度を決定します。

第一次審査結果は、令和8年11月4日（水）（予定）までに、提案書を提出した全ての事業者へ文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、運営提案書に基づき、プレゼンテーション（企画・提案の詳細についての説明）及びヒアリングを行い、次項4（2）に記載の評価項目等について評価します。所要時間は、30分程度です。（プレゼンテーション10分、質疑20分程度）。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

出席者は、参加申込書に記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（施設長候補者）が必ず出席してください。プレゼンテーションは、施設長候補者が行ってください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者へ別途通知します。

(3) 事業候補者の決定

第二次審査の評価終了後、第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れて

いると認められる1者を運営事業候補者として選考します。選考結果は、令和8年12月18日（金）（予定）までに、第二次審査参加者全員に文書で通知します。

（4）審査結果の公表等

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

4 評価項目及び評価視点

（1）第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
同種・類似施設又は事業の運営実績	同種・類似業務の実績を有しているか。
基本理念	・放課GO→クラブ事業の運営にあたっての基本方針が明確かつ適切か。 ・安全・安心な生活、体験環境を提供することが可能であるか。 ・児童の健全育成についての考え方・取組が明確かつ適切か。 ・児童の自立性・社会性・創造性を育むものであるか。
管理運営	・責任者（施設長候補者）の同種・類似事業における勤務実績が豊富か。 ・資格・経験と有する職員配置となっているか。 ・児童数を考慮した、適切な職員配置がされているか。 ・緊急時の対応が取れる職員体制を構築しているか。 ・運営時間の変化に応じた適正な職員体制になっているか。 ・ローテーションで無理なく職員配置しているか。 ・職員の欠勤・欠員の事態に対する体制が取れているか。補充の流れは迅速に対応できるものとなっているか。 ・業務担当者が事故や育児・介護休業、短時間勤務等により不在となった場合に担当者と同等の人員を配置するなど、事業の継続性を担保する本社の支援体制が示されているか。 ・受託した場合の採用計画または人事異動による配置は適切か。 ・雇用形態・賃金形態は適正か。 ・資格や経験を重視した職員の採用、確保をしているか。 ・職員の健康状態や労働環境の安全配慮を行っているか。 ・人材育成方針が明確か。 ・人材育成において具体的な専門研修、倫理教育等、職務に必要な提案があるか。 ・人材育成において基本的な接遇の研修があるか。 ・人材育成において職員間における連携・協力等の取組、その他独自の取組が示されているか。 ・具体的な職員定着のための考え方や取組があるか。 ・ハラスメントなどのない職員の働きやすい職場環境づくりの考え方

	や取組及びキャリアアップ内容が示されているか。
本部の支援体制	・施設における課題認識や現場における情報の共有、職員相談等の支援体制は十分か。 ・施設の現状を踏まえ、施設と一体となって取り組む姿勢がみられるか。 ・管理運営全般（安全対策・危機管理等を含む）に必要な各種マニュアル等の有無
安全対策・危機管理	・マニュアルが整備され、的確な対応が考えられているか。 ・地域の実情に応じた登降室時の安全確保策、日常的な児童の安全確保の取組（出欠確認・活動中における取組）は十分か。 ・事故・災害等発生時の対応方法、再発防止へ向けた取組姿勢は十分か。 ・学校との連携・情報共有が明確か。 ・震災・風水害及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えているか。 ・災害発生時の職員体制や保護者の引取り等具体的な対応策は示されているか。 ・施設の衛生管理、感染症対策の取組、安全点検等、事故予防等の取組は十分か。 ・おやつ提供における取組（発育・発達に合わせたおやつの内容、アレルギー対応、誤食・食中毒予防の取組）は適切か。 ・港区個人情報保護制度を理解しているか ・個人情報漏えい防止の取組があるか。 ・事業者の取組みとしてプライバシーマーク取得などの実績があるか。 ・安全点検等、事故予防の取組は十分か。
事業内容	・業務内容の理解度は十分であり、実施方針の適格性を有しているか。 ・施設の設置目的に合致した活動計画となっているか。 ・学童クラブの運営と家庭への支援についての考え方及び具体的な取組は適切か。 ・児童が友達関係や家庭の事情等で悩んでいる場合に、相談に乗る体制を組んでいるか。 ・児童一人ひとりの状況を把握し、トラブルを抱えているときに適切な支援・助言ができる体制を組んでいるか。 ・児童の発達段階に応じた関わりや環境づくりなどの取組があるか。 ・健全育成につながるような異年齢交流の取組みがあるか。 ・児童の意見表明の機会の確保や寄せられた意見を施設運営に反映させるための具体的な取組は実現可能性があるか。 ・保護者との信頼関係を築き、互いに子どもの成長を見守る取組、考え方が示されているか。 ・各家庭の状況を踏まえながら、保護者の相談に応じ、子育て支援をす

	る体制があるか。 ・学校、近隣施設、地域団体（町会など）、同種・類似施設等の連携は十分か。 ・保護者からの意見等への対応が明確になっているか。 ・意見等をサービス向上の取組に活かしているか。 ・意見箱やアンケート調査、懇談会等意見を聴く仕組み等があるか。 ・障害等のある児童の受入れの考え方が示されているか。 ・他の児童との交流や専門機関との連携について示されているか。 ・職員研修等の取組が示されているか。 ・児童の人権（性的マイノリティへの配慮、いじめや虐待の防止・早期発見など）に対する考え方、法令遵守と具体的取組について示されているか。 ・専門機関との連携について示されているか。 ・子どもの権利擁護にかかわる視点があるか。 ・児童が自らの意見を発信する機会について、具体的に示されているか。
地域貢献活動項目の有無	・区内事業者 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業 ・障害者雇用 ・環境配慮 ・災害協定活動
受託に関する経費	見積額の妥当性

（２）第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
放課ＧＯ→クラブ事業の事業運営に対する姿勢	・放課ＧＯ→クラブ事業についての理解と事業者としての取組姿勢に対する評価 ・本業務を実施するに当たっての本部の支援体制は十分に取られているか。
施設長候補者の考え方や能力等	・施設長候補者としての考え方や能力、経験は、利用者対応や管理運営等、施設を統括する者としてふさわしいか。
安全対策・危機管理	・児童の安全確保の取組や危機管理体制が適切か。
提案書の実現性	・事業内容（職員配置含む）は具体的かつ実現性の高い提案となっているか。
総合評価	・本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。 ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、

	評価できる回答がなされたか。 ・業務実施への積極的な意欲が見られ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。
--	---

※ 第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※ 第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

5 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

(1) 共同事業体構成書

(2) 共同事業体協定書兼委任状

(3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者

（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置か

ない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

（２）ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

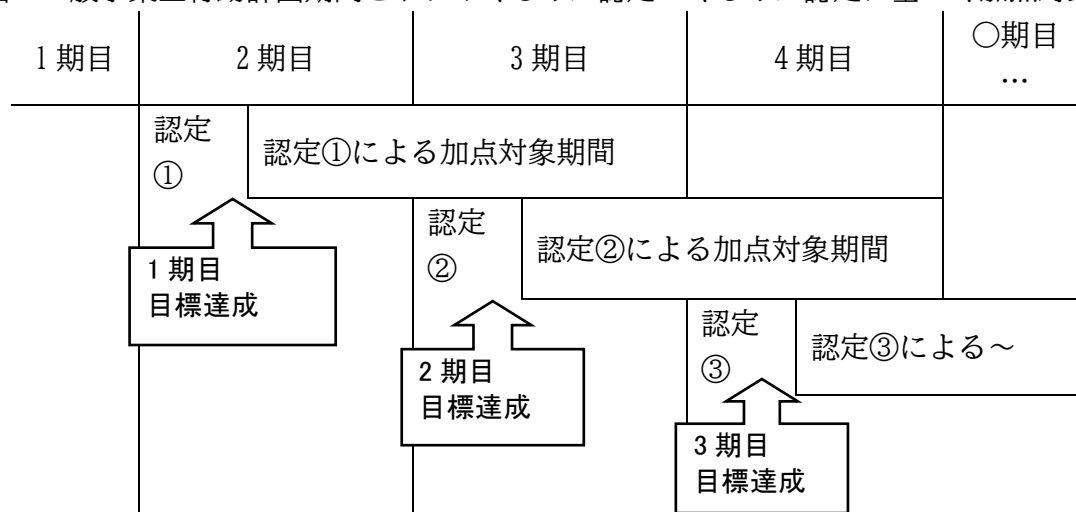
複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者にも文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和9年4月以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。